平成２５年（フ）第４１０号
熊本市北区清水新地５丁目13番１―324号新地団地
債務者　小林　真治
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２０号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾2522番地
債務者　牛島治八郎
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２１号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾2522番地
債務者　牛島富士美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２５号
熊本市東区若葉２丁目11番４―10号、前住所熊本市東区栄町１番４号　アセッツ89・406
債務者　栗林誠二朗
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２９号
熊本県宇土市善道寺町778番地
債務者　冨永眞由美（旧姓井上・坂田）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３２号
熊本市東区健軍本町53番４号　岩崎ハイツ302、前住所熊本市北区龍田８丁目16番４―206号
債務者　吉田　晴紀
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３４号
奈良市神殿町327番地の２　ジュネス神殿217号
債務者　松本　重男
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２０３号
鹿児島県鹿児島市上谷口町2854番地42
債務者　政岡　朝美
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
千葉県市原市瀬又875番地11
債務者　秦　由記子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２９号
千葉市若葉区みつわ台２丁目46番２棟504号
債務者　原　　一星
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５６３号
千葉市稲毛区稲丘町10番10号　西澤荘101号
債務者　椿　　成人
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７６号
千葉県船橋市新高根４丁目15番８号　高見ハイツ102号
債務者　丸　　浩一
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８２号
千葉県船橋市本中山５丁目11番21号第２たつみコーポ203号
債務者　麻生　經明
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８８号
千葉県市川市八幡１丁目９番１―301号アーバンハイツ市川
債務者　薄　　良
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９１号
千葉市緑区おゆみ野南２―17　ドリームマウンテンＣ―202号、住民票上の住所千葉市花見川区み春野２丁目12番21号
債務者　細谷　毅史
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３２号
福岡県久留米市野中町1485番地１　プロムナード野中Ａ棟121号
債務者　清水みどり（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１４号
長崎県長崎市深堀町１丁目293番地11　県営住宅深堀団地Ｃ９棟405
債務者　山本　昌人
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係